

「史料は語る」第十二回
司法省日誌(1)

これまで、明治初期の我が国において「同・指令裁判体制」と呼ばれる刑事裁判の方式が成り立っていたこと、及び、当時は府県と府県裁判所という二系統の裁判が存在し、両者の立場がいさざか異なっていた点などについて触れてきました(以上いずれも第三回及び第四回の本欄を参照)。

そうした状況の中で、司法省は明治六年(一八七三)以降、「司法省日誌」(以後、「日誌」と表記します。)を発行します。「日誌」は、明治六年一月から同九年(一八七六)五月にかけて、初期に二度の中斷をはさみながら刊行されました。そこには、時の政府や司法省が発する法令や、司法省に係わる官員異動その他・統計、さらには民事・刑事についての主要な「伺」・「指令」など

条解釈を知るための重要な資料と考えられたのでしょう。「日誌」が刊行された明治六年には、いくつかの県から、「日誌」上に示された司法省の判断を法令に準じるものとして位置付け、県下で行われる裁判を

これに基づいて解決したいとの要望が、司法省に提起されています。ところが、府県の要望を、司法省は受け入れませんでした。司法省は府県に対し、「日誌」登載記事を判決へ引用する場合は、必ず同省への「伺」を経た上で行うよう求めたのです。こうした姿勢には、当時、各府県に委ねられていた司法権を自らの手で掌握しようとする、司法省の政策的な意図が反映しているものとも考えることができます。

前回述べたとおり、当時、各府県の裁判実務担当者たちは、府県裁判所の判事に比べて、法条解釈の面で不利な状況に置かれていました。そのよう

が登載されており、明治初期における我が国「司法部」の活動を知る上で、きわめて有効かつ重要な基本史料となっています。そして「日誌」は、当時の裁判関係者にとっても、法条の解釈をめぐる判断材料を与えてくれる貴重な情報源となり得るものでした。今回と次回は、裁判上の資

料として「日誌」がどのように扱われてきたか、さらには、その背後にある司法省の意図についても考えてみたいと思います。

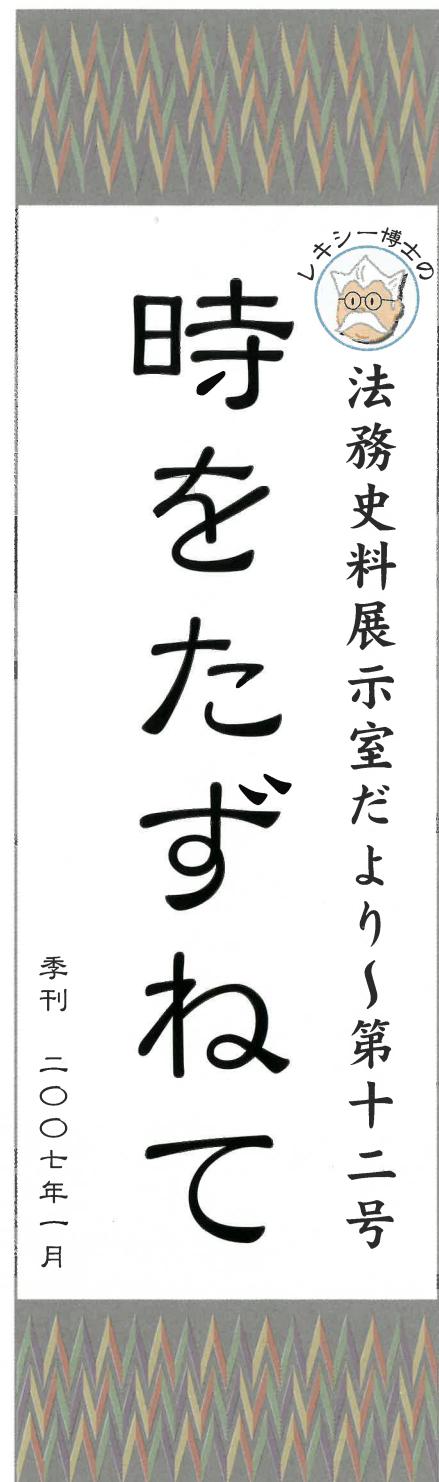
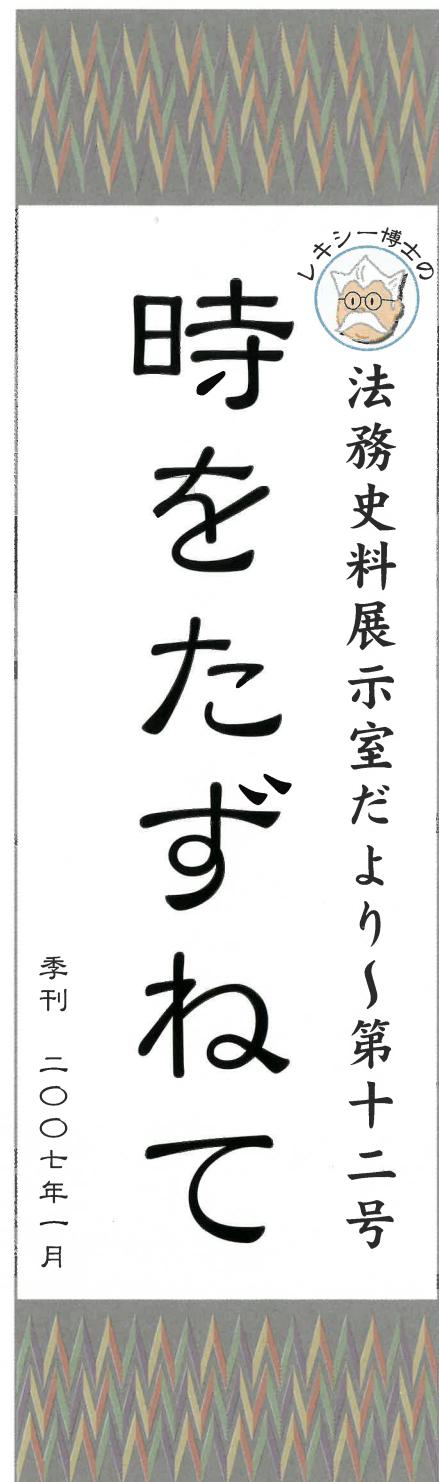
人～第十二回『鶴田皓(つるたあきら)』(2)

明治5年(1872)9月、司法制度調査を目的として、鶴田皓を含む8名の司法省官員が渡欧の途につきました。彼らは翌6年(1873)9月の帰国まで、主としてフランスに滞在し、司法制度の各分野にわたる調査・研究を行うことになります。

そしてこの滞欧中、鶴田はその後の人生に影響を与えるいくつかの収穫を得ています。その一つは、ボアソナードから憲法や刑法の講義を受けたことでした。ボアソナードは明治6年(1873)11月に来日し、わが国における諸法典の編さんに深く寄与することになりますが、鶴田はボアソナードによって、フランス法への知見を深めたわけです。

さらに、鶴田はこの間、わが国と西欧との法制度の違いをとらえ、我が国が西欧の法制度を受容する際の態度について、ひとつの見解にたどり着いています。渡欧中の彼が記した書簡にみえる、「日本と西欧の法制度は大きく異なり、模倣だけであってはならない」(早稲田大学鶴田文書研究会編『日本刑法草案会議筆記 第I分冊』(昭和51年)・解題26頁、鶴田徹著 鶴鳴社発行『元老院議官鶴田皓 - 日本近代法典編纂の軌跡 -』(平成11年)・127頁以下など)との見方は、それを端的に示すものといえましょう。

このようにして、西欧近代法に肌で触れた鶴田は、帰国後も我が国の司法制度に深く関わり続けます。そして、明治8年(1875)9月、政府はいよいよ西欧近代法を範とする刑法典の編さん着手しますが、「律」型刑法典の第一人者であると同時に、西欧近代法についても造詣を深めた鶴田は、その編さん過程に大きな足跡を残すことになったのです。



な中で刊行された「日誌」は、「実務を担う人々」にとつては、司法省のなした最新の法条解釈を知るための重要な資料と考えられたのでしょう。「日誌」が刊行された明治六年には、いくつかの県から、「日誌」上に示された司法省の判断を法令に準じるものとして位置付け、県下で行われる裁判を

これに基づいて解決したいとの要望が、司法省に提起されています。ところが、府県の要望を、司法省は受け入れませんでした。司法省は府県に対し、「日誌」登載記事を判決へ引用する場合は、必ず同省への「伺」を経た上で行うよう求めたのです。こうした姿勢には、当時、各府県に委ねられていた司法権を自らの手で掌握しようとする、司法省の政策的な意図が反映しているものとも考えることができます。

このようにして、西欧近代法に肌で触れた鶴田は、帰国後も我が国の司法制度に深く関わり続けます。そして、明治8年(1875)9月、政府はいよいよ西欧近代法を範とする刑法典の編さん着手しますが、「律」型刑法典の第一人者であると同時に、西欧近代法についても造詣を深めた鶴田は、その編さん過程に大きな足跡を残すことになったのです。

第十二回 歩く歴史「熊谷寺」

秩父鉄道上熊谷駅を降りて北に進み、鎌倉町の交差点を渡ると、蓮生山熊谷寺があります。熊谷寺は天正十九年（一五九二）に開かれた浄土宗の寺院ですが、もともとこの地には鎌倉初期の御家人熊谷直実の屋敷があつたと伝えられ、現在も寺内に直実の墓が建てられています。

熊谷直実は、永治元年（一四九二）武藏国熊谷郷を所領とする熊谷直貞の次男として生まれ、治承・寿永の内乱（源平合戦）では源頼朝に従つて軍功を立てました。特に『平家物語』に記される、一ノ谷の戦いで平敦盛を討ち取る場面が有名ですが、一説にはこのことから殺生のむなしに気付き、法然の淨土宗に帰依して蓮生と号したといわれます。直実は一方でいわゆる鎌倉御家人らしい直情型の性格であったといわれ、『吾妻鏡』にはそのことを物語るエピソードがいくつか記されています。例えば、文治三年（一八七〇）鶴岡八幡宮の放生会において流鏑馬的立て役に任命され、それを不服としてかたくなに辞退した話や、建久三年（一二〇二）、自身の所領である熊谷郷と隣接する久下郷との境相論を解決するため、頼朝の御前で御家人久下直光と対決し、口べたな性格が災いしてうまく答弁ができず、不利な判決を受けると今度は突如書類を投げつけ髷を切つて行方不明になつた話（『吾妻鏡』）ではこの後上洛し、法然に帰依した



▲熊谷寺周辺地図



▲熊谷直実公の御墓所

幕府方として参画して討死し、その子直時は、安芸国三入庄（現在の広島市安佐北区）地頭職を与えられました。その後、熊谷氏は狭小な熊谷の地を離れて広大な西国の所領に本拠地を移し、南北朝の戦乱期には安芸国を本拠地として戦闘参加する熊谷一族の姿を史料上多く確認することができます。

熊谷氏は戦国時代以降毛利氏に従つて萩藩士となり、本領であった熊谷郷が史料上登場してくることも少なくなりますが、いまなお熊谷市には多くの熊谷氏関係史跡が残り、遠くかまくらびとの生活に思いをはせることができます。

歴史の中の法律語（第十二回）「花押」

花押とは、自身の署名の代わりに使用される記号のこと。押字ともい、その形状が花びらのようであることから、花押と呼ばれるようになりました。日本では平安時代中期ころから使われ始め、当初は署名を草書体にくすししたもの（草名）をさらに極端に模様化したものでしたが、十一世紀に入ると、実際の名前二字のそれぞれ部分を組み合わせて固定化した「合体」や、一字だけを固定化した「押字考」に分類して整理されています。さて、鎌倉時代になると、武士による文書発給の急激な増加により、武士は花押を記す例も激増し、武士特有の花押の形状が生まれました。これを武家様といいます。武家様では実名とは関係なく父や祖先あるいは主君の花押を模倣して作られるものが多くありました。また、一般的には武士は石筆に文書を作成させ、自身は花押のみ記すことが多かったので、花押は発給者自身の意思を明確にし、またその文書が偽物でないことを証明する重要な存在でした。例えば、「島津家文書」に残る鎌倉後期の文書「島津久長判形改次第」には、島津久長がその名を忠長から久長と改める段階で花押も変え、さらにしばらくの間病に臥せて花押を記すことができなかつたことや、治癒して復帰した際に新たに花押の形状を定め直したことなどが記されています。この史料は、花押が本人の意思を証明する証拠としていかに重要なものであつたかを伝えています。

戦国時代以降、花押を版刻したものと墨で押印する方法も多くみられるようになり、さらに江戸時代には印鑑の使用が増加して、それに反比例するかたちで花押の使用例は減少していきました。明治六年（一八七三）、表印のない証書は裁判の証拠とならないという太政官布告により、花押はほぼ完全にその役割を終えることになります。

とはいっても、現在でも、閻議における閻僚の署名では伝統的な花押が用いられています。花押は本人の意思を示す証拠として、いまなお重要なものです。

▲足利尊氏花押
足利義満花押

出典：上島 有「中世花押の謎を解く 足利將軍家とその花押」（山川出版社、2004年）